

産業廃棄物最終処分場終了台帳閲覧の審査基準

- 1 閲覧者の請求者が、当該最終処分場の関係者（埋立終了後の土地に関して、所有権、地上権等を有する者等、当該土地について具体的な権利関係を有するか又は有することが予定されている者）に当たること。
- 2 請求書について、次の事項に適合すること。
 - （1）提出部数は、1部（正本）であること。
 - （2）請求年月日及び記載事項の記入漏れはないこと。
 - （3）法人にあっては、代表者氏名が記載されていること又は申請者が代表権を有していない場合には代表者の委任状が添付されていること。